



集中豪雨被害 お見舞い

2000・9・14, No. 27-1
編集・発行：名大職組中央執行委員会
連絡先： 4913 (内線・FAX兼用)

この度の集中豪雨で被害を受けられた教職員のみなさまに、心よりお見舞いを申し上げます。

名古屋大学職員組合
第27期中央執行委員会

被害を受けられた組合員の皆様へ

///教職員共済///

教職員共済加入者のみなさんには下記のような給付があります。

被害を受けられた方は以下へご連絡下さい。

内線4913・7519 担当者塩田

< 総合共済 >

・住宅災害等共済金

- | | |
|-------------------|--------|
| 1. 全壊、流出 (66%以上) | 110万円 |
| 2. 半壊 (20%～66%未満) | 60万円 |
| 3. 一部壊 (5%～20%未満) | 30万円以内 |
| 一部壊 (5%未満) | 1万円 |
| 4. 床上浸水 (50cm以上) | 60万円 |
| (30～50cm未満) | 30万円 |
| (30cm未満) | 10万円 |

・災害見舞金

別棟の物置等の損害 (50%以上の破損、3万円以上の実損) 3万円
ただし、上記共済金との併給はされません。

< 火災共済 >

・住宅災害等

- | | | |
|------------------|---------|---------|
| 1. 全壊（66%以上） | 最高450万円 | |
| 2. 半壊（20%～66%未満） | 最高250万円 | ～ 75万円 |
| 3. 一部壊（5%～20%未満） | 最高40万円 | ～ 2.5万円 |
| 4. 床上浸水 | 最高150万円 | ～ 5万円 |

・臨時費用共済金

住宅災害等の共済金が支払われた場合、損害共済金額の15%（200万円限度）が臨時費用として共済金に上乗せして支払われます。

< 自動車共済・車両共済 >

車両共済に加入されている方は、

- 1.全損 保険金額の全額と臨時費用として保険金額の5%（10万円限度）
- 2.分損 損害額から免責金額（車両事故の場合）を差し引いた額

/// 減税・確定申告 ///

今回の災害で住宅や家財が損害を受けた場合、確定申告をすることによって

所得税法に定める雑損控除
災害減免法に定める税金の軽減免除

のどちらかを受けることができます。

名大職組では、確定申告の時期（来年2月頃）に組合員のみなさんの「確定申告書」作成のお手伝いをいたします。詳しいことは、あらためて「名大ねっと」でお知らせする予定です。